## 小型家電を無料で回収しています

粗大ごみとして回収していた小型家電は、原材料に有用な金属が多く含まれていることから、 市では小型家電リサイクル法に基づき、平成26年4月から分別回収を開始しています。

小型家電とは、最も長い一辺の長さが**1メートル未満の、電源コンセントにつなぐ家庭用電化** 製品のことをいいます。

## ▼小型家電の主な例

ファンヒーター、扇風機、炊飯器、ドライヤー、アイロン、ミシン、電子レンジ、 オーブントースター、ホットプレート、電気ポット、電気ひげそり、電話、 デジタルカメラ(※1)、ビデオカメラ(※1)、携帯電話(※2)、ビデオデッキ、プリンター、 ゲーム機 など

※1 データは削除してください。

※2 携帯電話は、販売店に返却することをお勧めします。

## 〈清掃センターに直接持ち込む場合〉

粗大ごみは有料となりますが、小型家電は無料で回収しています。

## 〈戸別収集の場合〉

小型家電のみ回収を依頼する場合は、有料となりますが、粗大ごみと一緒に小型家電の回収を 依頼する場合は、小型家電分は無料となります(1回の収集につき、最大5点まで)。

テレビ、冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機(乾燥機)、エアコンは、家電リサイクル法に基づき、メーカーがリサイクルすることになっているので、清掃センターで回収することはできません。機器を購入、または買い替えをする店で処理の手続きをしてください。

購入した店がわからない場合などは、郵便局でリサイクル券を購入し、指定引取場所まで持ち 込んでください。

最寄りの指定引取場所は、高島運輸株式会社彦根営業所(犬上郡多賀町中川原 4 5 4 番地 2 / ☎0 7 4 9 - 2 1 - 3 5 4 0 ) です。

分別回収が進むことで、有用な金属の回収が進み、最終処分量の削減にもつながります。 小型家電のリサイクルにご協力をお願いします。

